

心理人間学科（旧文学部教育学科を含む）卒業生に対する
「公認心理師」にかかる対応について

南山大学人文学部心理人間学科

心理人間学科（旧文学部教育学科を含む）卒業生の中には、受験資格の特例（公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号）に該当される方もおられると思います。該当される方に対する「卒業証明書・科目履修証明書」の発行については以下のように対応いたします。

・心理人間学科卒業生の方

「卒業証明書・科目履修証明書」（大学用区分E及びF）の発行に関する、「大学における必要な科目」と本学科目の対応は別表に示す通りです。

「卒業証明書・科目履修証明書」の発行受付を、2020年3月10日から開始いたします。学部の「成績証明書」をそえて、教務課窓口にて「卒業証明書・科目履修証明書」発行の申請をしてください。発行までに10日ほどを要しますので、余裕をもった申請をお願いいたします。受付時間などは、以下のページでご確認ください。

<http://office.nanzan-u.ac.jp/KYOUMU/h/g-top.html>

なお教務課では、科目対応に関する相談、確認等の依頼には応じられませんのでご了承ください。

・旧文学部教育学科卒業生の方

心理人間学科は文学部教育学科の流れをくんでおりますので、本学科において対応を検討いたしました。その結果、教育学科の特徴や開講されていた科目およびその内容から、「科目履修証明書」の発行は難しいと判断いたしました。現任者講習会をご検討ください。

★「自分が受験資格の特例に該当するかどうか」といったお問い合わせにはお答えできません。以下の厚生労働省の示す情報、指定試験機関である日本心理研修センター web 等をご覧ください、各自でご判断ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

<http://shinri-kenshu.jp>

別表 本学科目と、法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における必要な科目の対応表

★すべて成績証明書に記載された科目名で確認のこと。

★同一セルに複数科目が連記されている場合は、そのいずれかを履修していること。

分類	必要数	科目名	南山大学における科目名
			(2000～2017年度入学者)
I	注1参照	1「心理学概論」	「心理学概論」
		2「臨床心理学概論」	「臨床心理学」 「臨床心理学(臨床心理学概論)」
		3「心理学研究法」	「調査・測定法」 「心理測定法」 「心理測定法(心理学研究法)」
		4「心理学統計法」	「心理教育統計法」 「心理教育統計法」 「心理学統計法」
		5「心理学実験」	「心理学実験I」
II	注2参照	6「知覚・認知心理学」	「認知心理学」 「知覚・認知心理学」
		7「学習・言語心理学」	「学習心理学」 「学習・言語心理学」
		8「感情・人格心理学」	「人格心理学A」 「人格心理学I」 「パーソナリティ心理学」 「パーソナリティ心理学(感情・人格心理学)」
		9「神経・生理心理学」	「神経・生理心理学」
		10「社会・集団・家族心理学」	「社会心理学」【2018年度開講分まで】 「社会心理学(社会・集団・家族心理学)」
		11「発達心理学」	「発達心理学A」 「発達心理学」【2018年度開講分まで】 「生涯発達心理学(発達心理学)」
III	注3参照	13「心理的アセスメント」	「心理検査法」 「心理的アセスメント」
		14「心理学的支援法」	「カウンセリングの対話I」 「カウンセリングの対話」 「カウンセリング面接演習」 「カウンセリング実践トレーニング」【2018年度開講分まで】 「心理療法論(心理学的支援法)」
IV	注4参照	15「健康・医療心理学」	「健康・医療心理学」
		16「福祉心理学」	「福祉論」【学部共通科目：2018年度開講分まで】 「コミュニティ心理学」 「コミュニティ心理学(福祉心理学)」
		17「教育・学校心理学」	「教育心理学A」 「教育心理学概論」 「教育心理学」 「教育・学校心理学」
		18「司法・犯罪心理学」	「司法・犯罪心理学」
		19「産業・組織心理学」	「組織心理学B」【経営学部科目：2018年度開講分まで】 「産業・組織心理学」
V	注5参照	20「人体の構造と機能及び疾病」	「医学概説(人体の構造と機能及び疾病)」
		21「精神疾患とその治療」	「ゲシュタルトセラピー」 「カウンセリングの対話II」 「精神保健学」 「心理療法論」【2018年度開講分まで】 「精神医学概説(精神疾患とその治療)」
		22「関係行政論」	
III	注3参照	23「心理演習」	
		24「心理実習」80時間以上	

「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」に示された注記

注1. I(1-5)については、3科目以上を履修する。

注2. II(6-12)については、4科目以上を履修する。

注3. III(13, 14, 23及び24)については、2科目以上を履修する。ただし、24については、施設の分野及び時間数を問わない。

注4. IV(15-19)については、2科目以上を履修する。ただし、15をV(20又は21)として履修した場合は、16から19までのうち2科目以上を履修する。

注5. V(20又は21)については、1科目以上を履修する。なお、15を履修した場合は、20又は21を履修したことのみならず。

注6. 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできない。